福祉施策を取り巻く状況と福祉施策における公民の役割分担

福祉施策のあり方検討専門分科会では、平成19年3月に「公営施設のあり方及び京都市醍醐和光寮の運営主体に関する意見」をとりまとめていただいた。

京都市内には、様々な公営の福祉施設があるが、施設によって、設置の根拠となる法令や公営施設として設置した背景、これまでの経過、施設を取り巻く 状況の変化等が異なり、個々の公営施設について検討する必要がある。

そのため、分科会では、個々の公営施設のあり方を審議するに当たり、まず、 福祉施設を取り巻く状況や福祉施策における公民の役割について議論した上で、 京都市醍醐和光寮、続いて、児童福祉センターについて審議いただいた。

(参考) 京都市の公営の福祉施設

- ・身体障害者リハビリテーションセンター
- 若杉学園
- ·保育所(31箇所)
- 中央保護所
- ・児童福祉センター
- ※1 醍醐和光寮については、平成22年4月から民営化
- ※2 児童福祉センターについては、平成22年6月に、「第2児童福祉センター(仮称)等基本構想」を策定した。

別紙は、「公営施設のあり方及び京都市醍醐和光寮の運営主体に関する意見」のうち、福祉施策における公民の役割や公営施設の評価等についてまとめた「第1章 福祉施設を取り巻く状況と福祉施策の公民の役割」を抜粋したものである。

第1章 福祉施設を取り巻く状況と福祉施策における公民の役割

(出典:公営施設のあり方及び京都市醍醐和光寮の運営主体に関する意見)

分科会では、個々の公営施設のあり方を議論するに当たり、まず、福祉施設を取り巻く状況と福祉施策における公民の役割について議論し、共通認識を持った。

1 福祉施設を取り巻く状況

(利用者のニーズの増大, 多様化)

福祉サービスの利用者のニーズが増大,多様化する中,特定の要援護者の 公的救済を目的とした従来の福祉から,個人の尊厳を尊重し,すべての市民 の自立した生活と社会参加を公民協働で支援する福祉へと大きく変化してい る。

このような中,京都市社会福祉審議会が平成17年2月1日に答申した「京都市における今後の福祉施策のあり方について」(以下「答申」という。)では、「福祉施策推進のための基本理念」として、

- ①現実に援護を要するすべての市民を対象にしていくこと
- ②その人に応じた「自立」に資する真に必要な支援を行うこと
- ③市民や事業者等との協働関係のもと提供していくこと
- ④常に不断の点検と検証を行いながら推進していくこと を掲げたところである。

(サービス提供主体の拡大)

また、福祉サービスの提供主体は、従前の社会福祉法人のほか、医療法人、株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人(NPO)にも開放され、一層の民間活力の導入が図られている。平成15年9月には、指定管理者制度が導入され、京都市が設置する公の施設の管理運営の委託先についても、株式会社等の民間事業者も行うことが可能となったところである。

京都市においては、平成16年7月に、「時代の要請に即応する政策の推進」 と「持続可能な行財政運営の確立」を目指し、「京都市基本計画第2次推進プラン」と「京都市財政健全化プラン」との連携のもと、「政策推進」、「市政改革」、「財政健全化」を一体的かつ戦略的に推進するため、京都市市政改革実 行プランを策定したが、この中の15の推進項目の一つとして「民間活力導入の更なる推進」を掲げ、「公共施設の民営化」を主な取組事項としている。

2 福祉施策における公民の役割

(行政の役割)

介護保険法や障害者自立支援法の施行をはじめ、目まぐるしく制度が変更され、従前の措置制度から、利用者がサービス事業者を選択する契約制度に移行した中で、行政(=公)の役割は変化している。福祉施策の方向性を定める計画や重要な意思決定、各施策の基礎となるようなシステムの構築、新しいニーズに基づき先導していかなければならない施策の実施などが、引き続き行政が果たしていくべき役割と言える。

ただし、地域における積極的な取組や民間における先駆的な取組などに学び協働して進めるべきもの、民間の特性や独創的なアイデアを活かし、柔軟な施策展開を図っていくべきものがあり、これらは行政と民間のパートナーシップで取り組むべきである。

(民間の役割)

制度や施策が定着し、効率性や経済性のメリット、民間の持つ柔軟性を活かしてより利用者の満足度の向上が期待できるものは、民間活力を積極的に導入すべき分野と言える。

しかしながら、民間において、効率性や経済性を追求するあまり、利用者 の福祉の向上という観点が疎かになることがないよう、行政として、しっか りと把握し、助言等していく必要がある。

3 公営施設の評価

(これまで果たしてきた役割)

公営の福祉施設は、過去、福祉施設を運営できる民間法人が少なかった時期や、ニーズの増加に伴い急速にサービス量を増加させる必要があった時期に京都市が開設したものであり、これまで同種の施設の先駆的・先導的役割を果たしてきたと言える。しかし、民間施設が開所時から様々な経験を積むとともに、民間施設が拡大する中で、運営ノウハウは十分に蓄積されている。

(問題点)

また,一般的に公営施設の場合には,予算制度の制約のため突発的な経費 支出が難しかったり,職員の勤務形態の面で硬直的な面がある。一方,民間 法人の場合には,職員の勤務形態も比較的自由で,経験豊富な施設長をはじ めとする職員の判断で,様々な事業を迅速に開拓するなど,柔軟な運営が行 われている。

4 京都市内の公営施設と醍醐和光寮の優先審議

=略=